

観音寺市長交際費の支出基準及び公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長（市長を代理する者を含む。）が市政の円滑な運営を図るため、本市を代表して行う個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 交際費の支出に当たっては、支出内容、支出金額等において社会通念上妥当と認められる範囲内かつ必要最小限の金額となるよう、適切かつ公正な支出に努めるものとする。

(支出区分)

第3条 交際費の支出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 慶祝 文化及びスポーツの行事並びに記念式典、総会等で祝意等を表すために行う支出
- (2) 弔慰 市政発展に寄与した者又は市政関係者及びその親族等に対する香典、供花等に係る支出
- (3) 見舞 市政発展に寄与した者又は市政関係者の病気、負傷等に対する見舞金、災害などによる義援金等に係る支出
- (4) 会費 円滑なる市政運営に資するための情報交換又は意見交換を目的とする会議、懇談会等に参加するために行う支出
- (5) その他 前各号に掲げるもののほか、市政運営上、市長が特に必要と認めるものに係る支出

(支出基準)

第4条 交際費の支出基準は、前条の支出区分に応じ、別表に定めるとおりとする。

(支出内容の公表)

第5条 交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。ただし、支出内容について観音寺市情報公開条例（平成25年観音寺市条例第2号）第7条各号に掲げる情報が含まれている場合は、これを除くことができる。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

(公表の時期及び方法)

第6条 交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の15日までに行うものとする。

2 公表の方法については、その内容を政策部秘書課において閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載するものとする。

(見直し)

第7条 市長は、社会経済情勢の変化等を十分に踏まえ、交際費の支出内容、支出金額等が、常に社会通念及び市民感覚に合致したものになるよう、適宜この基準の見直しを行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日訓令第7号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月25日訓令第28号)

この要綱は、令和2年5月25日から施行する。

附 則 (令和4年3月28日訓令第3号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

支出区分	支出金額	備考
慶祝	10,000円以内	
弔慰	香典 10,000円以内 供花等 実費相当額	
見舞	10,000円以内	
会費	10,000円以内	金額が明示されている場合は、その金額とする。
その他	社会通念上、妥当と認められる金額	